

平成20年4月10日

事業評価書（事後評価）要旨

○ 政策評価の対象とした政策

皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上（事業評価）

○ 政策の目的

皇居東御苑の公開時間及び三の丸尚蔵館の開館時間を30分延長することにより、利用者の利便性の向上を図ることを目的とした。

○ 政策評価の結果の概要

延長時間帯での入園（館）者数は、平成19年4月15日から8月末日までにおいて、皇居東御苑については10,729人、三の丸尚蔵館については3,335人であった。このことから、延長時間帯での入園（館）に対する需要は、もともとある程度あったものと考えられる。

また、アンケート結果では、「延長して良かったと思う」及び「延長されたのでゆっくり見ることができたと思う」という回答が多く得られた。さらに、このアンケート結果を分析すると、見学時間が短い傾向にあると考えられる16時頃の入園（館）者の回答において、「延長されたのでゆっくりと見ることができたと思う」という回答は、回答全体における比率を上回っており、延長時間帯における入園（館）者も、十分に余裕をもって見学することができたと考えられる。

以上のことから、今回の公開時間の延長により、皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上を図ることができたと考えられる。

なお、今回の公開時間の延長は、手続きとしては、皇居東御苑公開要領及び三の丸尚蔵館観覧規程のそれぞれの一部改正で行われ、公開業務に係る人員体制について特段の変更を伴わずに実施できたものである。